

論題	幕末通商外交政策の転換
著者	嶋村元宏
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第20号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1994年(平成6年)3月
判型	JIS-B5(182mm × 257mm)

# 幕末通商外交政策の転換

嶋村元宏

はじめに

安政五（一八五八）年六月、幕府側全権委員井上清直・岩瀬忠震とアメリカ駐日総領事タウンSENDORRハリスとの間で、日米修好通商条約が締結された。この条約は、幕末日本にとって二つの点で大きな変革をもたらすものであった。第一には、経済的側面において、日本を世界資本主義市場へと組み込むことを決定づけた。第二には、政治的・外交的側面において、幕藩制国家維持の根幹とでもいうべき、「鎖国」政策を完全に放棄させ、欧米列強をも含んだ新たな国際社会への参加を意味するものであった。

日本の開国を扱った従来の研究は豊富にあり、いずれも日米修好通商条約締結過程にふれているが、それらは石井孝氏の研究<sup>(1)</sup>に代表される。石井氏は、条約締結過程を中国・オランダに限定されていた貿易形態から欧米列強の要請する自由貿易形態への強制的変更の過程としてとらえ、ハリスの強要に屈服した幕府側が譲歩した結果締結されたのが日米修好通商条約であるという。これは、ハリスの最大の目標が自由貿易規定を含む通商条約の締結であったことに重点をおくことによって導かれたのであろう。

しかしながら、先にもふれたように、欧米列強との通商条約締結は、自由貿易の開始及びそれに伴う外国人の居留など、開国の具体的な取決めたを行ったということの意味するだけではなかった。その一方で、内政も含め旧来の幕府制度全体の改革をも必要としたので

## 目次

はじめに

### 一 通商開始問題への対応方針

パウリング渡来予告情報

応接方針の変更

### 二 新外交関係の受容

「自主的」通商論の背景と祖法の相対化

ハリス出府問題の意義

### 三 通商準備態勢

外国貿易取調掛設置以前の状況

貿易取調べ方針

クルチウス出府計画

岩瀬忠震長崎派遣案

異国渡海朱印状と通商条約

「通商」条約の締結

むすびにかえて

ある。したがって、幕府側からすれば、アメリカをはじめとするオランダ以外の欧米列強との新たな通商条約締結は、中国・オランダを「通商」の国、朝鮮・琉球を「通信」の国として、対外関係を四カ国に限定し、それ以外の国とは新たな関係を持たない<sup>(3)</sup>という旧来の外交政策の転換を意味したのである。

本稿は以上の点を踏まえ、通商条約の締結が避けられないものと認識されて以来、幕府の方針が一応の完結をみたと考えられる日蘭追加条約締結までを主たる考察の対象とする。本稿の課題は、その間の経過を貿易形態の強制的変更としてではなく、幕府の通商外交政策の変革過程としてとらえなおすことにある。それによって、安政四（一八五七）年十二月から幕府がハリスと通商条約締結交渉を開始する前段階において、通商開始をいかなる態勢で受け入れようとしていたかを解明することが可能となると思われるからである。

尚、課題達成のため、本稿は以下の手順で作業を進める。まず、通商開始を幕閣の意識のうえに再び浮上させたパウリング艦隊渡来情報をめぐる幕府諸有司の意見を考察し、パウリング使節への対応方針を確認する。次に、その方針のもとで、従来の対外的枠組を改変しようとする理論がいかなるものであったのか、それがどのような背景のもとで主張されていたのか、を明らかにする。さらに、その一方で、幕府が「鎖国」下にあっても関係を継続していたオランダに注目し、幕府が通商を受け入れるためにどのような準備をして

いたのかを具体的に検討していくことにしたい。

## 一 通商開始問題への対応方針

### パウリング渡来予告情報

幕府の通商外交政策の転換は、安政三（一八五六）年七月十日に長崎出島のオランダ領事官ヤン・ヘンドリック・ドッケル・クルチウスが、長崎奉行川村修就（対馬守）へ報じたパウリング渡来予告情報を契機として始まった。まずここでは、この情報が幕閣に報知されてから通商開始の可否とパウリング使節への応接とに対する指示が出されるまでを検討する。その情報に対する幕府諸有司の上申書の中から上記二点に絞って確認し、幕閣が出した方針が、どのグループの意見によったものであったかを明確にしておきたい。

パウリング使節渡来予告情報は、七月八日に長崎に入港したオランダ軍艦メデューサ号によってもたらされた。その情報はファビウス提督が香港を経由した際、イギリス香港総督ジョン・パウリング<sup>(4)</sup>卿から直接得たものであった。パウリング自身が、日本との通商条約を締結するため、二カ月後に長崎への渡来を予定しているというのが、ファビウス報告の中核である。クルチウスはこの機会を利用して、オランダを通じて日本の通商開始を実現させようとした。そのため、クリミア戦争の終結により、ヨーロッパ諸国間の通商が盛んに行われてるようになったという世界情勢を示し、イギリス以外の

諸国も日本との通商条約締結のための使節を派遣するであろうことも報告している。そして、ヨーロッパ諸国との通商をオランダを通じて開始するのが、幕府にとって最善の方策であると報告したのであった。<sup>(5)</sup>

また、この勧告とともに長崎奉行に提出された「別段風説書」にも、クルチウスが説明したのと同様の世界情勢に関する記述があった。それを翻訳したオランダ通詞品川藤兵衛と本木昌造は、「魯西亜都兒格和平取結、諸国静謐相成候廉、并歐羅巴諸州交易筋之條約取結候外、格別肝要之廉無御座候」と、クルチウスの勧告を裏付ける報告している。クリミア戦争終結などの世界情勢に関わる情報を、日本と通商条約を最初に締結するために、クルチウスが意識的に混入させたものか否かは不明である。だが、この部分は、パウリング使節渡来の可能性が高いことを幕府に認識させるために有効であったと思われる。事実、江戸でこの勧告を得た浦賀奉行土岐頼旨と箱館奉行竹内保徳は、パウリング渡来への対応策に関する上申書<sup>(7)</sup>で、「魯西亜と和睦も相済、當時彼等手明之姿」と述べている。つまり、戦争終結により、いままでそこへ投入していた軍事力を、日本に向けることが可能になったという状況を認識したのである。

クルチウスからのパウリング渡来予告情報に最初に接した長崎奉行川村は、パウリング使節渡来の際の応接の仕方を問題にした。パウリング渡来の際には、江戸から特別の応接委員を派遣すべきことを要求したのである。応接委員の派遣は、既に嘉永六（一八五三）

年、ロシアのプチャーチン使節に対してとられた措置であった。これは、プチャーチンが、幕府から与えられた信牌を持って、幕府が唯一公式的な対外的窓口としていた長崎に来航したことへの対応である。それを基準としてパウリング使節への対応も行うべきとの提案をしたのであった。幕府がロシアに対して行った応接についてイギリス側は知っているはずであり、ロシアに対して行われたのと同等の対応がなされなければ、イギリス側は納得しないであろうことを理由にしている。<sup>(8)</sup>

さらに川村は、七月二十日クルチウスと会談を行い、再度パウリング渡来予告情報の真偽を確かめた。この会談の結果、川村はイギリスに通商を許可すべきであるとの意見を主張するに至ったのである。この時点で川村が通商許可論に傾く理由は、「和蘭々年来厚く申立候次第も有之、申立之趣意ニ付、交易御差許と相成候ハ、何方も平穩ニ相成可申と之意ニ相聞候」ということであつたようだ。通商を許可することこそが、イギリスをはじめとした列強との紛争を徹底的に回避するためには、最善の方策であるとの認識を持ったからである。さらに、「不取締無之様御取極ニ而、交易御免ニ相成不申候てハ、迎も穩ニは相済申間敷哉ニ奉存候」と、通商条約を締結する場合に、不十分な規定で交易を許可してしまうと、問題の解決にはならず、その後も問題が紛糾するか、「近年支那之定海杯之如く、彼〔注一イギリス〕より出し候軍艦之入費迄被取立、世界中之嘲を受候儀も有之」と、中国のように、戦争に敗れたうえに列強

の要求を受け入れるといった恥辱を受けることになりかねないことを憂慮している。<sup>(9)</sup>つまり、パウリング使節への応接は穩便に対処することが対応の中核であり、「避戦」のために通商条約を締結することは、中国の覆轍を踏まぬためにも避けられないものとして、川村は認識したのである。

一方、江戸では海防掛などの諸有司によって、クルチウスの書簡と川村の書簡とを参考のうえ、パウリング渡来への応接方針及び通商に関する評議が行われた。<sup>(10)</sup>

まず、七月二十八日に出された海防掛のうち勘定奉行松平近直(河内守)・川路聖謨(左衛門尉)・水野忠徳(筑後守)並びに同吟味役村垣與三郎・設楽八三郎連名の上申書<sup>(11)</sup>をみていくことにしたい。第一点の通商については、不許可であった。イギリスに通商を許可した場合、他の外国へも通商を許可せねばならず、そのようになれば一年間に日本から持ち出される品物の金額は計り知れぬものになるという。したがって、既に諸外国と通商を行っているイギリスは利益を期待できようが、当時日本は海外渡航禁止という状態で、通商方法や輸出品について見当がつかないうちに通商を許可するのでは弊害が生じるというのが根拠である。特に、銅輸出に關していえば、この当時「唐船渡減方相成、梵鐘大銃ニ鑄換被仰出候程之折柄」であり、オランダに準じて渡すよう要求された場合、国内の需要さえ満たすことができなくなるという理由もつけくわえている。結局、通商に關しては、「得と御評議を被遂候上は格別、一朝一夕

之論を以、御許可相成筋無之」と、即座に通商許可について結論をだすべきではないとしたのである。このように、勘定方の意見は、輸出超過の可能性、貿易通貨として想定していた銅の不足という、当時の経済状況を把握したうえで、通商が急に開始された場合にかならず発生するであろう国内経済の混乱を念頭におきつつ立論されたのであった。

第二点のパウリング使節に対する応接方針に關しても、川村の意見に反対を表明している。理由は、既に目付が長崎に在勤しており、川村が提案していたように江戸から特別に応接委員が派遣されると、長崎奉行の威厳が損なわれるとうことであった。そして、ロシア・アメリカ・イギリス以外の国とは新たに条約を締結しないこと、また、イギリスに対しては既に締結された条約に基づき談判を行い、「交易筋は勿論、条約ニ相振候儀は、道理を詰、幾応も穩ニ申論」すように提案している。彼等の結論としては、「条約ニ響候儀を、彼地ニ而直ニ決著可致筋無之候間、若右様之儀も有之候ハ、為待置候歟、又ハ再渡為致候歟、都合宜方」をパウリング使節に選択させるべきであるとしている。つまり、既に日英協約で規定された権利以上のものを許可しない方針で対応すべきことを主張したのである。勘定方は、軍事的威嚇を受けようとも、日英協約で決められたイギリスとの關係を、この時点で変更するつもりはなかったのである。次に、翌二十九日に出された在府浦賀奉行土岐頼旨・在府箱館奉行竹内保徳連名の上申書<sup>(12)</sup>をみてみよう。彼等の意見は、すでに指摘

したように、クルチウスが述べた世界情勢に敏感に反応していた。長崎での応接が不調に終わった場合には、パウリング艦隊が江戸へ直行して通商条約締結を脅迫することを恐れ、川村と同様にイギリスの脅威をいかに逸らすかという点で立論されている。しかし、彼等の上申書には、勘定方の意見にみられたごとく、銅に関する経済的側面からの言及も見られる。この当時の日本の銅山が衰微しているという日本の経済状況を外国側にも理解してもらい、「相互二国益相成候様之御所置ニハ不至ものニ候哉」と、通商開始による損失を被らない方策を立てるべきだという提案を行っているのである。

パウリング渡来予告情報が報知されて以来、通商開始の可否とパウリング使節への応接方針をめぐって、それぞれ異なった意見が出された。これらの上申書の意見を踏まえたくて、通商に関する通達とパウリング使節に関する通達とが別々に出されたことに注目しておきたい。前者については、八月四日に評定所一座以下へ、「交易仕法」<sup>(13)</sup> に関しての老中達が出されている。それによれば、通商を許可した場合、ロシア・アメリカ・イギリス・フランスは当然のことで、それ以外の諸国も通商の許可を求めてくるはずである。そのような状況では通商要求を拒否することはできない。したがって、勘定奉行らによって指摘された海外渡航を解禁し、「交易互市之利益を以、富国強兵之基本」とすべきことを指示したのである。しかし、日本からも積極的に航海に乗りだし通商を行うにしても、その航海について研究し習熟するためには、「此上五年七年を経不申

候而は、万里之航海無算束」と、時間的猶予が必要である。そこでその間は国内需要の余分の品物を以て通商に応じなければならないが、それで充分対応できるかどうかを問題点としてあげている。また、特に勘定方及び浦賀奉行・箱館奉行から指摘されていた銅輸出に関しては、勘定方の上申書にみられた理由・表現を用いて言及している。そして、外国側が貿易品として望んでいる品物は銅とは限らないのであるから、「其外諸渡物等如何様之仕法ニ致候而差支無之、御国力相続可申哉」と、土岐と竹内から指摘された、国益になるような方策を志向すべきことが指示された。幕府にとって有利な輸出品・貿易方法を調査検討することになったのである。

現時点における通商の可否にかかわらず、現在の時勢より察して遠からずありうるであろう通商開始に対処すべく、貿易方法を検討する方針が出された。したがって、既にこの時点で幕府は通商に向けての態勢を整えるべく始動しはじめたということができよう。しかしながら、通商政策へと一歩を踏み出したのは、幕府の積極的な方針としてではなく、パウリング渡来予告情報に端を発したものであった。パウリングが通商を求めて来航することへの対応策として、通商を許可せねばならない状況へと追いつめられていったのである。だが、通商を開始するためには貿易形態と新たに貿易を拡大することにより国内経済が耐えうるか否かを調査研究しなければならず、その貿易調査を行うために一定の期間を必要とした。そのため、パウリング使節への応接方針は、条約に関わる交渉さえ不可として

いた勘定方の意見にもとづいて、長崎奉行並びに在勤目付へ通達されている。八月八日頃に出された通達書の書面は、勘定方の上申書そのままの表現が用いられ、応接委員を派遣しないこと、条約改訂交渉に応じないことが記されていた。<sup>(14)</sup>さらに、在府の長崎奉行荒尾成允（石見守）への口達においても、江戸から特別な応接委員を派遣しないことを伝えている。<sup>(15)</sup>

このように、八月八日頃までは、勘定方の意見が反映されていた点を確認した。イギリスの脅威に対して即座に通商を許可するのではなく、銅の産出量や国内消費に影響を与えない輸出品目など、国内の経済状況をも視野にいれた通商慎重論を、幕閣は支持したといえよう。したがって、通商政策へと傾いたが、それは急進的なものではなかった。この時点で確定した方針は、十分に国内経済を考慮し、そのうえで本格的に貿易開始の可否を決定するというものであった。

#### 応接方針の変更

江戸で応接方針が確定されたのとはほぼ時を同じくして、八月三日にイギリス東インド艦隊司令長官シーモア提督率いるイギリス軍艦が長崎に来航した。七日には、日英協約の規定にもとづき長崎市内遊歩の許可を得るため、長崎奉行との間で談判が行われている。このことが、十九日になって幕閣へ伝達されたのである。<sup>(16)</sup>シーモアは日本との通商条約締結を命じられてはいなかった。しかし、実際にイギリス軍艦が来航した結果、幕閣は一転してイギリス使節への応

接方針を変更することにしたのである。

まず二十日には、年番として長崎へ下向する荒尾に対して、川村と相談のうえでシーモアへの応接に当たることが指示され、<sup>(17)</sup>二十二日には「先般之節エキリス約定引受取扱候儀も有之候間、長崎奉行申談、及応接候方都合も宜可有之候」との理由で、勘定奉行水野忠徳に対しても、長崎下向が命じられたのである。<sup>(18)</sup>

また、七月二十一日にアメリカ初代駐日総領事としてタウンセン・ドゥーハリスが下田に来航していたことも、イギリス使節への応接方針を変更することになった要因の一つであると思われる。ハリスとの会談に臨んだ下田奉行らは、アメリカはイギリスの動向に応じて行動するつもりであろうと推測した。その報告が九月十四日に江戸の幕閣に伝えられたのである。<sup>(19)</sup>

この報告が行われた直後の十六日には、大目付土岐頼旨・勘定奉行川路聖謨・同水野忠徳・蕃書調所頭取古賀謹一郎・勘定吟味役中村為弥・同組頭菊池大助が、また十九日には徒目付平山謙次郎が、パウリング使節に対する長崎での応接委員に任命された。<sup>(20)</sup>そして、十七日には幕閣から長崎奉行に、江戸から応接委員を派遣する用意があることが伝えられている。「使節船之儀は、其地江是非引留置、応接之模様早々申越候様可被致候、左候ハ、応接之御役人早々御差遣ニ而可有之事」と、川村が主張した応接方針へと変更されたのである。

さらに、パウリング使節への対応は、長崎だけにとどまるもので

はなかつた。十九日には、大目付筒井政憲・在府箱館奉行竹内保徳・目付岩瀬忠震に対して、「英吉利使節船長崎表へ渡来之節、応接之御役人当地出立以後、異国船万一江戸近海へ相廻候節は、早速為応接可差遣候」と万一の場合に備え、江戸での応接の準備をも命じたのであった。<sup>(22)</sup>

オランダ領事官クルチウスからのパウリング渡来予告情報を契機として、当初は既に締結された条約の枠内で対応し、その時点では通商条約を締結することを拒否する方針であった。ところが、実際にイギリス軍艦が長崎に来航し、さらにハリスが下田に駐留するという緊迫した事態になり、パウリング使節が来航した場合には穏便な対応をするという方針が幕閣によって指示されたのである。八月四日に、国内の経済状況を把握するために貿易取調べが指示されていたが、この時点において本格的な調査は始まっていなかったようである。幕府にとって重要課題となつたのは、貿易調査を実施する時間を稼ぐために、パウリングからの通商要求をくいとめ、即座に通商条約を締結しないようにするためにどのような対応をすべきかということであった。そのため、応接委員を派遣するという一度不採用とした方針を再度取上げ、さらに長崎のみならず江戸において応接するための準備をも命じたのである。この時点において、大艦隊を率いてパウリングが実際に渡来し、強硬に通商条約締結を要求した場合、イギリスの提示する条約草案<sup>(23)</sup>に基づき、大艦隊を背景としたイギリス主導で通商条約を締結せざるを得ない状況に幕府は

置かれていたのである。そのような状況の中、開戦を徹底的に回避しつつ、イギリス主導による条約締結さえも避けようとする方針を幕府は打ち出していたのである。

## 二 新外交関係の受容

### 「自主的」通商論の背景と祖法の相対化

イギリス使節への応接方針が変更された後、初めて大目付・目付〔以下、大小目付と呼ぶ〕より、イギリスからの要求許可に関する上申書<sup>(24)</sup>が幕閣に対して出された。この上申書から、第一にイギリスに対する要求許可の根拠と、第二に積極的に通商を開始すべきであると主張する根拠の二点を確認しておきたい。

まず、前者については、寛永以前の史実を根拠としている。江戸幕府とイギリスとの関係でいえば、周知のように、徳川家康が江戸幕府を創設する以前の慶長五（一六〇〇）年、オランダ船リーフデ号が豊後に漂着し、その乗組員であったウィリアム・アダムズ（後、三浦按針）が家康の外交顧問となってイギリスとの関係が始まった。その後、元和九（一六二四）年に自主的に平戸の商館を閉鎖するまで、異国渡海朱印状による通商が行われていたのである。しかし、延宝元（一六七三）年、通商再開のためにイギリスからリターン号が派遣されたが、それより十年前にイギリス国王チャールズ二世とポルトガル王女カタリーナとが結婚していることがオランダから伝

えられており、イギリスはキリシタンすなわちカトリック教国とみなされた。そのため、通商再開は許されなかったのである。<sup>(25)</sup>

大小目付は、リターン号の件も含め、これまでのイギリスとの関係に言及しつつ、「方今世界航海盛ニ開ケ候上は、御旧制御改革無御座候而ハ、富国強兵之基は不相立時節、殊ニ亜墨利加えも夫々御許容有之、国初御旧好御座候英吉利国之義ニ候得は、和蘭陀国二次テ之亜墨利加国え御許容之条々ハ、御免御座候而可然奉存候」と述べている。「通商」関係が成立しているオランダはともかくとして、これまで何の関係ももっていなかったアメリカへ許容した権利については、幕府創設以来「通商」関係が成立していたという事実に基づき、イギリスへ対しても同等の権利は許可されるべきであるとしたのである。

そして、大小目付は、積極的に通商を許可すべきであるとする「自主的」通商許可論を主張する。その根拠は、「英吉利渡来仕候上ニ而、追々御許容御座候様ニ而は、御威光にも拘り、侮りをも受候義何計奉存候」というものであった。イギリス使節渡来後、イギリス使節から要求が出された後に追認するという形で通商を許可するのは、幕藩制国家としての「威光」に関わるというのである。この上申書に見られるように、大小目付は、イギリスとは幕府創設以来「通商」関係が成立していたという寛永以前の史実を主張の根拠とすることによって鎖国祖法の相対化をおこなったのである。

「鎖国」は絶対的なものではなく、改変が可能であることを示した

のであった。さらに強要されて条約を締結するのではなく、イギリスに対して、通商許可を「与える」という幕府主導の形式をとることによって、国内・国外に対しての幕藩制国家としての「威光」を維持しようと思図したのである。

そして、大小目付が「自主的」通商論を出した直後、この議論に影響したと思われる「啖喙喇評記抜萃和解」と題された新聞記事の抜粋が、長崎のクルチウスから幕閣に送られた。<sup>(26)</sup>この「啖喙喇評記抜萃和解」は、アヘン戦争の敗戦後、イギリスの要求である通商を受け入れた中国は疲弊にあえいでいること、ペリーと幕府が締結した日米和親条約もそれに影響されたものであることを日本は認識していると報じている。そして、日本と西洋との交際がさらに広まるための相反する二つの方法を挙げている。一方は、「政治正敷世界の見る處、双方之に有益あらハ、差極急度其存意を達すへし、若嫌拒あらハ、恐怖せしめ、且軍勢を以て是を破るへし」という軍事的な圧力により「強制的」に開国させる政策である。他方は、「時ありて己と悟るへき折を得へく、尚其需る品ニ因て、有益あるを知らしめ、我等の望を達するに、理不盡之事あるへからず」という、武力によらず通商は国益になるという知識を啓蒙することにより「自主的」な開国を待つ政策であった。当時問題としていたイギリスではないが、西洋で日本の「自主的」通商開始が期待されているというのである。

パウリング渡来予告情報を契機として、通商の可否をめぐって対

応策が検討されてきたが、それはイギリスだけに限定されたものであった。しかし、公式的なものではないにしろ、軍事力を背景に、強制的通商開始をもくろんでいるのではないと考える余地はできたのである。「喋咭喇評判記抜萃和解」によって、通商開始に関して、イギリスだけでなく下田にハリスを駐留させたアメリカをも視野に入れることが必要になったのである。出府を求めるハリスの書簡<sup>(27)</sup>は、「喋咭喇評判記抜萃和解」よりも早く江戸の幕閣に送付されていた。そこには、「軍用フレカツト船ニ駕して江戸ニ詣らず、緩々と往くを好ミとすと思へり、若し軍船を乗入れハ、無智の衆人ニ少しの騒動を起す事あれハなり、旅行ニハ、吾秘書記及二三の使役のミを携ふべし」とある。軍艦ではなく陸路を穩便に出府したい旨が記されており、「喋咭喇評判記抜萃和解」によって、ハリスの述べたことが偶然にも裏付けられる可能性が出てきたのである。<sup>(28)</sup>

さらに、大目付筒井政憲は、堀田をはじめとした諸有司が貿易取調掛に任命された直後の十月下旬には、九月の大小目付の上申書で述べられた「自主的」通商許可論をいっそう強調した上申書を幕閣に提出した。<sup>(29)</sup>そこでは、通商を拒絶しつづけ戦争になった場合、一時的な勝利は期待できようが、それによって国内は疲弊してしまう。その後、列強の強硬な要求に屈して通商を許可するようでは、「御国威減し、御国体をも察知被致候」と、先の上申書と同様の内容を述べている。戦争開始後の通商許可追認となった場合、国家としての威光が薄れ、混乱した国家の状況があらわにされてしまうことを

指摘しているのである。さらに続けて、「彼者共之願を御聞届、御許容被遣候姿ニ相成候得は、主客之勢大ニ違ひ候事ニ御座候」と述べ、通商を許可したとしても、現状では即刻通商を開始することはできない。そこで、幕府側で通商開始期限を決定すれば、「彼方々強訴可致辞柄も無之、此方ニ而御免被成遣候意味厚く相成候得ハ、自ら御国威も不墜、御国体も相立可然と存候」と、幕府側が主導権を確保することにもなり、「国威・国体」が維持されるのである。また、「国初ニは、此方々も諸蕃江御書被遣、交易筋之義等被仰遣候事、歴然書記ニ相残り居候」と、朱印状による相互通商関係の成立を指摘している。さらに、「只今交易之儀御免被遊候共、御復古之訳ニて、御国威を被墜、御国体を被失候筋ニは無之候」と、中国・オランダ以外の国と通商を行おうとも「祖法」違反にはならず、そのうえで国家的威信の維持にもつながるといふ。九月に提出された大小目付の上申書とほぼ同様に理論が展開されているのである。

大小目付と筒井政憲の上申書より、国家的威信を維持するために主導権を確保する方針を採ることと、史実によって鎖国祖法觀念を相対化し、通商を正当化する論理が用いられていることの二点を確認した。しかし、ここで確認した諸点は、この時、初めて突発的に主張されたわけではない。前者の幕府の国家的威信維持を背景として政策を決定するという例は、弘化から嘉永期に見られる。阿部政権下における打払い令復活の評議の際、阿部が復活に固執した背景が、まさにそれであった。<sup>(30)</sup>後者についても、嘉永二年以来、幕府儒

者、浦賀奉行などが論じており、「史実によって鎖国を相対化し、開国を正当化する論理の準備とその提起」があったことが指摘されている。<sup>(31)</sup> 筒井政憲をはじめ大小目付は、国家的威信維持のための政策として幕府が主導権を握って「自主的」に通商を開始すべきことを主張し、その正当化のために鎖国祖法の相対化を図ったのである。

国家的威信維持を背景とした具体的な対外方針は、すでにイギリスへの対応方針の変化のなかにみられた。また、下田に来航したハリスへの対応も、まさにその方針を具体的に実行したものと見なせよう。ハリスの駐日総領事としての下田駐留の許可、ハリス出府の正式決定は、ハリスが軍艦で江戸内湾へ乗り込むという可能性のもとに行われたものである。ペリーに江戸内湾へ乗り込まれるという幕府の威信の失墜に関わる経験を通して、同じような轍を踏むことは絶対に避けねばならぬという認識が、ハリスの要求を受け入れた一つの要因であったと思われる。

### ハリス出府問題の意義

ハリスへの出府許可は、鎖国祖法の相対化を通して、新たな外交関係の受容を意味するものであった。

ハリスの出府及び將軍への国書奉呈の問題は、幕府の旧来の外交政策からいえば、「通信」関係の成立に関わる問題であった。<sup>(32)</sup> しかし、朝鮮・琉球との「通信」関係を、和親条約を締結しているアメリカとの関係にそのまま適用し、アメリカを「通信」の国としてハ

リスの出府を許可したわけではない。ここでは、初めからハリスの出府を許可すべきと主張していた大小目付の上申だけに絞り、ハリスの出府をこれまでの外交政策との関係でどのようなものとしてとらえていたかを確認する。

安政三年十月、初めてのハリスの出府要求に対して大小目付は、許可すべきことを主張した。その理由は、出府を拒否した場合、軍艦で江戸内湾へ侵入されることを防ぐためであった。そして、嘉永三（一八五〇）年を最後に行われていなかったオランダ商館長の江戸参府を例としてあげつつ、ハリスは「和親之國より差越、在留罷在候官吏」であることを根拠にして、ハリスの出府自体問題のないこと、さらに条約締結国の在留官吏はすべて出府させるべきであるとも主張している。<sup>(30)</sup> また、安政四年正月に二度目の要求があったときも、「一体和蘭人は、二百年來仕來とは乍申、一ト通商迄之國ニ有之、殊ニ加比丹之身分にて、出府も相叶候」と、國家の代表ではなくオランダ東インド会社という一企業の代表である「商館長」の身分でありながら、出府が許可されているオランダ商館長と比較し、「仮初ニも親睦之約書も為取替相成候國之官吏」であるハリスの出府を許可しないわけにはいかないとしている。<sup>(33)</sup> つまり、旧来の「通商」関係よりも新たに締結された条約により発生した國家間の関係を上位に位置付けようとしたのである。

さらに、ハリス出府許可の布告を見てもよい。布告には、「寛永以前、英吉利人等度々 御目見被 仰付候先蹤も有之、条約為取替

相濟候国之使節は、都府江罷越候儀、万国普通之常例之趣<sup>(35)</sup>とある。ここに引用した部分の前半では、オランダ人ではなく、寛永以前に出府が許されていたイギリス人を例示している。オランダは、幕府創設以来この当時まで日本と関係を持ち、「通商」の国に位置づけられているのに対し、イギリスは「通信」の国・「通商」の国、いずれにも位置づけられていない。つまり、寛永以前への状態に立ち返るといことは、「通信」の国・「通商」の国という枠組みに拘束されないことを意味する。また、後半部分にも注目したい。オランダ商館長の江戸参府は、幕府によって貿易が許可されていることに対する返礼として、將軍に拜謁し、献上品を贈るものであった。幕府に対する一種の朝貢儀礼である。だが、ハリスの出府は、そのようなものではない。布告にあるように、世界で通用している外交慣例に従って認められたのである。幕府は、新たに条約を締結した国家を、旧来の「通信」・「通商」という枠組みに取り込むのではなく、条約締結により成立した国際関係を受容し、それに則った外交政策へと転換しようとしたのである。<sup>(36)</sup>

### 三 通商準備態勢

#### 外国貿易取調掛設置以前の状況

幕府は、安政三年十月十七日、老中堀田正睦に外国事務取扱を命じた。さらには二十日には、堀田をはじめ、本多忠徳(若年寄)・跡

部良弼(大目付)・土岐頼旨(同)・水野忠徳(勘定奉行)・川路聖謨(同)・岩瀬忠震(目付)・大久保忠寛(同)・塚越藤助(勘定吟味役)・中村為弥(同)を、外国貿易取調掛に任命している。オランダ領事官クルチウスが当初予告したパウリング渡来期限である二カ月がすでに経過していた。若干、パウリング渡来の危機感が薄れた時点で、具体的に貿易調査をするための機関が設置されたのである。

外国貿易取調掛が、具体的に貿易調査をどのようにおこなったかを述べる前に、パウリングの渡来が予想された九月下旬から、外国貿易取調掛が設置された約一カ月間の状況を確認しておこう。まず、先にも述べたように、九月二十八日付の出府を要求するハリスの書簡が、十月一日に江戸に到着し<sup>(37)</sup>、さらに五日にはハリスが携帯していた諸条約集<sup>(38)</sup>、及び遅れて十四日にハリスが下田来航前に締結した米Ⅱシャム通商条約も江戸に達している。また、長崎からは、「啖咄評判記」がもたらされていたこともすでに指摘しておいた。このように、貿易について調査するための材料を、外国貿易取調掛設置以前に幕府は入手していたのである。

#### 貿易取調べ方針

外国貿易取調掛の取調べ方針は、「貿易之儀、事之成否ハ暫く差置、先大凡之見当を附度、大綱挙り候得は、其餘之細目は如何様ニも穿鑿行届可申哉、細目之方より取調ニかゝり候而は、夫か為二年

月を費し可申、当節ニも外国より品々申募、戦端を開き、天下万民之患書を引出し候よりハ、交易筋御開濟之方ニ相成、彼方十分勝手ニ被致候而は、自分始各ニも御用被 仰付候御主意江対し恐入候次第ニ付、御取締筋始大綱之処、一同心腹を披キ申談、成たけ差急被申聞、大体を治定いたし置候様、精々存入候事ニ候<sup>(40)</sup>とある。開戦、そしてそれによる国内の混乱という事態に陥らないためにも、貿易の細目よりも大枠から決定することにより、外国側に付け入るすきを見せないようにすべきであるという。

さらに、貿易取調掛に対して実際に通達されたかどうか不明だが、『堀田家文書』には「内々可談趣<sup>(41)</sup>」と題された書付が残されている。それには、「互市之儀は御拒絶難相成時勢と被相察候事ニ付、追々彼強威等ニより、御差免相成候様ニ而は、次第ニ強願申立、其上は御取戻しも相成間敷候而、一向ニ御旧格等を御変革之上、広く交易御差免可被遊候」と、外国側からの要求を受諾せざるを得なくなる状況に至る前に、先手を打つべきだという。そして、それに続けて、「就而は、是迄唐蘭之外、右様之筋不相弁、何れも不案内之上、素より見通し迎も無之、何レより取掛り可然哉、実ニ大業ニ而、御国内之訳と違ひ、尋常一様之事ニ無之、其大法を取調、其内甲比丹江も厚く談判いたし候様ニも相移候ハ、又勤弁も出来存外仕法も相立可申」とある。外国貿易取調掛だけでは、容易に事が進まないこと認識し、オランダ領事官クルチウスを相談役として、外国貿易について調査すべき方針を示したのであった。

#### クルチウス出府計画

オランダ領事官ドンケルリクルチウスを出府させるという方針は、長崎奉行への達案にも述べられている<sup>(42)</sup>。また、それを受けて、跡部良弼以下大小目付から、クルチウス出府に賛成する旨の上申書が、次のように出されている<sup>(43)</sup>。

長崎奉行江御達案熟覽仕、聊存付候得共、猶熟考仕候得は、此度御開湊之義は、万世江御法則被為伝候御儀ニ而、実ニ不容易御大業と奉存候間、加比丹杯江は品々御尋之義可有之候処、遠路相隔居候而は十分尋問も行届申間敷哉奉存候ニ付、右御用之義を以加比丹出府被 仰付、掛役々一同、篤と相尋候上ニ而御取極ニ相成候ハ、御為可然哉、右様相成候ハ、加比丹義も一添相励、精々御為筋見込ヲも可申上哉奉存候間、御本書江右之御振合御下知ニ可被成趣を下札仕、返上仕候、以上、

跡部甲斐守

十月

土岐丹波守

岩瀬修理

大久保右近将監

そしてその後、クルチウスの出府についての取調べが行われ、以下のような報告がなされた<sup>(44)</sup>。

和蘭加比丹當地江御呼寄之上、交易筋之儀諸事間糺候方可然旨、大目付・目付より度々申聞候、交易筋取調被 仰出候ニ付而は、

いつれ外国交易筋格別功者之もの江便り万事承糺し、此方之都合并外国ニ而は容易ニ心得候事柄ニも、此方ニ而は難差許も多分有之、右様之事共ハ、新規和親之国之夷人江は分割相談も相整不申、和蘭加比丹ハ御国為之趣申唱、先達而中より品々申出候趣も有之、御国之形勢・事情も仮成弁へ居候者ニ付、いつれニも加比丹被招呼、根堀葉ホリ承糺、此方差支次第も一々論説及ひ候方可然哉、尤加比丹も素より御油断は難相成候得共、疑念を而已生し候而は、際限も無之、表向ハ十分御国為を申唱候事故、油断は難相成ハ承知ニ而素誠精力を為盡見候方可然哉、尤加比丹江戸参上も彼是之差支ニ而、追々延引致し居、彼方ニ而も何歎疑念を生し可罷在候間、當年川村村馬守庵府前後之内、矢張陸廻り當地江被招呼候方、亜米利加官吏江之差響ニも相成、万端都合も宜可有之哉之事、

ここに見られるように、クルチウスを完全に信用しているわけではないが、安政三年中に出府させることが確認された。<sup>(45)</sup>このことは、弘化元（一八四四）年のオランダ国王の親書以来、一貫してオランダが幕府に対して行ってきた開国勧告がこの時点で一応の成果を上げたものといえよう。そして、条約締結により新たに国交が結ばれた諸外国よりも、二百年来旧交のあるオランダを信頼したうえで、クルチウスに相談をもちかけることが諮られたのである。これより先、在府浦賀奉行土岐頼旨・同箱館奉行竹内保徳・同村垣興三郎が、イギリスとの交易方法に対する安政三年八月十五日付の上申書にお

いて、「態々印度地方裁判役之者差越候儀ニ付、各国交易之次第も篤と承糺」すべきことを指摘している。<sup>(46)</sup>東インド高等法院判事を務めた経歴を持つクルチウスは、これまでのオランダ商館長とは違い、オランダから特別に派遣された高い地位にある国家の代表であることを認識していたようである。<sup>(47)</sup>

また、具体的にクルチウスを出府させる方法も提示されている。本文の脚注に、「和蘭加比丹事觀光丸ニ為乗組、海路被招呼候方御都合は宜候得共、下田ニ而亜米利加官吏見請候ハ、荏踏致し相歎是非一同江戸江罷越度など可申出哉も難計、左候とて、和蘭加比丹を下田ニ滞在仕候而は、仕来ニ振れ候間、とても承引仕間敷、且ハ御用弁ニも不相成候間、本文之通取調候事」とあるように、下田に駐留中のハリスとの関係を考慮して、陸路による出府ということまで決定していたのである。

ところが、クルチウスが実際に出府するのは、ハリスが出府し日米修好通商条約を議定した後の、安政五年三月のことである。今回の出府させたうえで貿易調査を行うという計画は、実施されなかった。それは、計画を実行するにはいくつかの障害があったためと思われる。クルチウスの出府可否に関する補足説明が、出府方法同様、「しらへ」の脚注に示されている。それには、「書面之通取調候得共、英吉利使節長崎表江渡来之模様今般相分兼、英船渡来ニ付、応接之御役人被差遣候節、和蘭加比丹長崎ニ罷在候而は、英文翻訳等を始、差支之有無何分難斗候間、一応長崎懸御勘定奉行江は相

尋候は、取調候方可然哉之事」とある。イギリス艦隊が長崎に来航したとき、クルチウスを応接の仲介（通訳）として利用しようとしていたのであった。<sup>(48)</sup>また、計画延期を決した老中達には、「当地去年震災、当秋大風破損所夥しく、猶又品々御差支有之、其上長崎表ニおゐて、蒸気船運用其外伝習中ニも有之、かひたんニは、右取締筋をも相心得罷在候事」とある。地震による江戸の被害、長崎でのクルチウスの役割などを考慮にいられた結果、クルチウス出府計画は十二月の段階で延期となったのである。

#### 岩瀬忠震長崎派遣案

外国貿易取調掛設置直後計画されたクルチウス出府計画は、諸般の事情によりほどなく延期されたが、それと並行して計画されていたのは、江戸から取調べ委員を派遣することであった。当初は、イギリス使節が長崎に来航してはじめて応接委員を派遣することになっていた。ところが、長崎出張中の目付永井尚志は、十月付の幕閣への上申書において、特別の応接委員を長崎に派遣することを要請した。特に、当時長崎に在勤中の目付永井と岡部はそれぞれ多忙であり、「応接事一偏ニ打かゝり居候儀、事実出来かた、殊ニ応接員諸事極定之後、帰府之節、私共兩人は銘々被仰付置候御用有之、半途ニ而帰府致候儀相成兼候得は、其節之事情顛末等特命之貴臣共々委細言上仕候儀難出来」ということを理由にして、江戸から新たに目付を派遣するよう要請したのである。<sup>(50)</sup>

永井の上申書を得た土岐頼旨は、二通の書付を堀田に提出した。長文ではあるが、一通目を全文引用しておく。

英咭利船長崎表江渡来之節、私共為応接被差遣候砌、御目付之内一人別段被差遣候様仕度旨、永井玄蕃頭申上候書面被成御下、一覽熟考仕候處、右は先達而中私共々度々申上候趣も有之、全く非常異例之儀ニ而、強而魯西国書有無之振合等を以此方限り之議論ニ而押付候次第無之、何れニも別段御目付之内一人被差遣候方御体裁も相立、諸般御都合も宜敷可有之、殊ニ今般は貿易筋御談判御手始之儀ニ而、英咭利は御賢知被為在候通、歐邏巴州中、何れも恐怖致し居候奸黷剛広之国風ニ而品々根強く仕組罷越候趣接々相聞、諸談判筋容易之儀ニ無之、且互市取極之儀は席上之談論限り之次第ニも無御座、猶帰府之上、全国之産物湊々之御締向御国益筋取調方多端之儀ニ而、御目付之内右等之筋始終心得取扱候ものニ無之候而は、万端齟齬を生し、品々御差支之儀も不少、玄蕃頭儀は、縦令来年觀光丸御船ニ而帰府仕候とも、伝習方総裁之儀は心得罷在候儀ニ付、貿易筋下組諸引合多端之御用相兼候儀は始終難相届、駿河守儀は素より彼地御取締専務之儀ニ而、一旦帰府言上等も可仕候得共、又々出崎可被 仰付、縦令其方は代り之者被遣候共、同人儀は平常海防筋之儀取扱候者ニも無之、惣体之工合も相心得不申候儀、兎ニ角当然之懸りく、有之、彼地在勤之者を御引上被成候而は夫是御不都合ニも相成、殊ニは彼地在勤被在候御目付も実

地勘弁之上、御不便利之趣申上候を、更ニ御採用無御座候而は、品々御差支御不都合之次第は眼前之儀ニ可有之と夫是深く心配仕候間、何れニも此地海防懸御目付之内壺人御精選之上、被差遣可然儀と奉存候、右之趣川路左衛門尉・水野筑後守一同評議仕候處、一決不仕候趣も御座候間、被成御下ケ候書面は、右両人江相廻し、私限此段申上候、以上、

十一月

土岐丹波守<sup>(51)</sup>

土岐頼旨は、派遣する目付を海防掛りの中からと限定し、さらに適任者として、イギリス使節応接後帰府してから、湊々の産物について報告できることを条件としてあげている。また、永井尚志が上申書で述べたように、永井・岡部の両在勤目付は、当時の任務の關係から応接委員には不適切であることをさらに詳細に論じている。そして、この書付においても明らかのように、勘定奉行川路聖謨と水野忠徳は、土岐頼旨の計画に反対であることが述べられており、勘定方と大小目付とは、この点についても対立していたのである。しかし、土岐頼旨は二通目の書付で具体的に岩瀬忠震を長崎へ派遣すべき目付として指名した。

長崎江御目付被差遣可然との義は以別帑申上候、右ニ付猶又申上候は、海防掛之内、岩瀬修理義は、豆州戸田村ニ而魯西亞使節江応接仕、其後於下田表も度々異人談判も仕、外国之事情も粗相心得、交易御仕法組諸国物産其外御益筋等之儀も彼是取調

心掛罷在候儀も不少、特ニ今般応接は國家之御大事、一ト通ニ而は中々以行届間敷、私共抛身命、精力を尽し候は勿論之義ニ候得共、如何様苦心仕候而も、御用弁之程、万々無覺東心配仕候、就而は、長崎在勤御目付両人江も其地ニ居、御用弁之可否を申上候義ニ付、國家万世之得失ニ關係仕候義ニ付、修理を被差遣候而、路々之貿易筋取調方をも被仰付候方、万事之御都合も宜敷、万々一引違近海江英夷相廻候義も御座候ハ、彼地ニ觀光丸御船ニ而乗戻し、何れ之場所ニ而も追留、談判も可仕と決心罷在候間、何分ニも右申上候趣御採用被成下候様仕度此段申上候、以上、

十一月

土岐丹波守<sup>(52)</sup>

土岐頼旨が、岩瀬忠震を推薦した根拠は、外国人への応接経験、及び自分で外国に関して研究しており、外国事情に明るいという点である。そして、永井が要請した本来の目的とは異なり、イギリス使節への応接だけのために目付を派遣するのではなく、貿易に関する産物調査も岩瀬の任務とすべきことを提案している。これは、クルチウスを出席させたうえで貿易に関して調査するという計画に代わる貿易調査計画といえよう。

土岐頼旨の意見に沿った形で、岩瀬に対して指令が出されている。

岩瀬伊賀守

此度長崎・箱館江罷越候節、京・大坂江立寄、往返之便路諸港々

をも見置、長崎表ニおいてハ、在留和蘭人江對話いたし、各国  
交易筋之規則其外、心得ニも可相成儀は、能々承札、委細申聞  
候様可致候事、<sup>(53)</sup>

幕府が貿易港として候補にあげていた長崎・箱館に加え、京・大  
坂といった大商業地、さらに調査の往復経路近辺の諸港などが対象  
となっている。これは、国内消費を賄ったうえで、輸出品目となり  
うる産物を調査するだけが目的ではなかったと思われる。通商開始  
後、「居留」することになる外国人の取締が容易な港の選定も、調  
査目的の一つだったのでなからうか。<sup>(54)</sup>

ところが、この計画も即座に実行に移されなかった。アロー戦争  
情報が報知された後、若干変更されて、安政四年四月十五日に、岩  
瀬忠震と長崎奉行兼勘定奉行水野忠徳に対して長崎出張が命じられ  
た。水野・岩瀬への老中達では、箱館の貿易調査については言及さ  
れておらず、その代わり往路下田に立寄り、取締について下田奉行  
井上清直と協議することが命じられている。しかし、「貿易筋之儀  
十分ニ取調、帰府之上委細申聞候様可被致候」とあるように、長崎  
においてクルチウスを交えて貿易方法を調査し、その後帰府のうえ  
報告するという基本方針は変更されていなかった。<sup>(55)</sup> また、長崎出張  
が正式に決定された時点でも、条約締結については指令されていな  
かったようである。安政三年八月に決定された通り、国内の経済状  
況の調査を行ったうえで通商開始を検討するという方針は、この時  
点までば一貫したものであったといえよう。

#### 異国渡海朱印状と通商条約

大目付筒井政憲をはじめとして、鎖国祖法を相対化するため、  
「寛永以前への復古」を根拠としてきたことはすでにみてきた通り  
である。しかし、「復古」は単なる大義名分としてだけ持ち出され  
たものではなかった。安政三年十一月四日付松平慶永宛伊達宗城書  
簡には、「一、神祖る英国へ賜はり候御朱印類御取調冊子御密事被  
成下初而承知仕候儀も有之」と、異国渡海朱印状についての調査報  
告書の存在が指摘されている。<sup>(56)</sup> オランダと清国とに貿易を限定して  
以来二百年以上が経過しているが、二百年以上前ではあるにせよ、  
オランダ以外のヨーロッパ諸国と貿易を行っていたという事実があっ  
た。そこで、その当時の方法を参考にすることは、当然のこととい  
えよう。したがって、外国貿易取調掛は、実際に寛永以前に行われ  
ていた貿易方法、つまり朱印船貿易についての調査を行っていたと考  
えられる。

もちろん、諸外国との新たな通商に朱印船貿易をそのまま復活さ  
せることを意図していたわけではない。当時の国際間において通商  
を規定していた諸外国間で締結された通商条約をも調査していた。  
土岐・竹内・村垣は、安政三年八月十五日付の上申書で、「不遠運  
羅条約之写も可差越、先年亜墨利加人差出候唐国条約之写、并和蘭  
甲比丹試ニ認候交易御仕法等も御合考御座候」と、諸通商条約(案)  
を検討すべきことを提案している。<sup>(57)</sup> 土岐頼旨らが上申した時点で幕  
閣が得ていた諸通商条約(案)は三種類あった。第一にパウリング

渡来予告情報と共に、パウリング自身の希望であるとしてクルチウスが提出した英Ⅱシヤム通商条約、第二にペリーが日米和親条約の草案を作成するさい参考にした米清望厦条約、第三に、実際に締結された条約ではないが、「日蘭通商条約案」<sup>(60)</sup>である。これは、クルチウスが日本に赴任した嘉永五（一八五二）年、ペリー渡来を幕閣に通報すると共に、日本を開国させ、通商条約を締結することを目的として提出されたものであった。また、ハリスからの「条約集」とハリスが締結したシヤムとの通商条約を得たことはすでに確認しておいた。

幕閣はいろいろな経路で入手した諸条約の翻訳を行わせていた。パウリング渡来予告以後入手した諸条約のうち、安政三年七月二十二日にクルチウスが提出した英Ⅱシヤム通商条約は、同年八月までに翻訳されている。<sup>(61)</sup>また、ハリスからの「条約集」については、安政三年十月一日付の下田奉行井上清直・岡田忠養の幕閣への伺に、「尤数个条之儀、悉ク和解仕候ニは、凡二十年程も可相掛哉之趣ニ付、右之内廉立候国々、肝要之分而已引拔、格別之月数不相立、翻訳出来候様可申付哉と奉存候」とある。そして、伺のとおり取計らうべきことが、翌年一月二十日に決定された。<sup>(62)</sup>その指令を受けて、六月までに、米露通商条約（一八三三年調印）並びに米清望厦条約（一八四四年調印）と米仏通商条約（一八三二年調印）が、翌七月までに、英米通商条約（一八一五年調印）と米Ⅱシヤム通商条約（一八三三年調印）が翻訳されている。<sup>(63)</sup>

これら翻訳された諸条約がどのように検討されたかは不明である。しかし、安政五年二月、堀田が勅許を得るため上京し、外国の事情を武家伝奏へ演説すべく用意した「覚書」には、

#### 諸国条約之内

漢土と英吉利、亜米利加、佛朗西、

暹羅と英吉利、亜米利加、但、両度、

魯西亞と亜米利加、

暎咭喇と亜米利加、

佛朗西と亜米利加、

右之分、追々御国ニ而は、翻訳も出来候處、万国とも皆大凡同様の振合ニ相見候、漢土之条約は、歐羅巴人之条約と、体裁少々異り居候、尤昨冬頃、又々新規条約ニ可及哉之趣相聞申候、<sup>(64)</sup>

とある。敗戦により締結された列強と清国との条約が、列強間の条約とは違うこと、さらに、第二次アヘン戦争の敗戦により再度清国は条約を締結するであろうことも認識している。敗戦による条約締結を回避する方針は、すでに議論されていたことであり、通商条約の調査は、この当時の国際間の勢力関係を知り得る一助となる一方、後に行われたハリスの演説ともあいまって、敗戦条約を回避するという方針を補強する材料ともなったのである。

いずれにせよ、これ以上の詳細を明らかにすることはできなかったが、外国貿易取調掛は、「鎖国」以前の幕府が諸外国と行っていた貿易形態である朱印船貿易と、この当時ヨーロッパを中心とした

自由貿易に関する調査も行っていたと考えられる。

### 「通商」条約の締結

外国貿易取調掛設置以後、本格的に通商政策へと転換していったが、さらに安政四年二月にクルチウスがもたらした第二次アヘン戦争に関する情報は、幕府の通商政策への転換を促進させた。第二次アヘン戦争の情報に接して以来、再び幕府内部で、外国人の待遇も含め貿易について活発な議論が行われたのである。<sup>(65)</sup>しかし、勘定方と大小目付の意見の対立はここにおいても解消されなかった。そのような状況の中で、先にもふれたように幕府は、四月十五日に長崎奉行兼帯となった水野忠徳と目付岩瀬忠震を貿易調査のため長崎に派遣した。<sup>(66)</sup>

水野と岩瀬が長崎へ下向した後、安政四年閏五月、下田で日米協約が締結された。そのため、当初ハリスの出府を延引させる予定であったが、次第にその方針を緩めつつあった。そのような中、長崎で貿易調査を行っていた水野などは、貿易調査が終わった段階でハリスに対して通商を許可すべきとの下田奉行井上清直の上申書を得たのである。そこで、従来オランダとの間で行われてきた協荷商法を拡大するという漸進的な貿易方法を含む条約草案を作成した。そして、その草案にもとづきクルチウスと「通商」条約を締結することにし、草案を江戸に送り幕閣の承認を仰いだのである。貿易調査後、帰府したうえで諸外国との通商条約を締結するという当初の方

針を転換したのは、彼らが井上の見込み通り、貿易調査後までハリスの要求を抑えておくことはできないと判断したからである。ハリスの要求を抑えきれず下田奉行とハリスとの間で交渉が開始された場合、決定された内容が、長崎での調査と相違することを懸念し、クルチウスと日蘭和親条約の追加条約を締結することに決定したのであった。そして、その追加条約をイギリスへも適用させようとしたのである。<sup>(67)</sup>実際、このような方針を採ろうとしていたとき、長崎に現れたロシアのプチャーチンとの間に、日蘭追加条約について日露追加条約を締結している。<sup>(68)</sup>

かつて、クルチウスはバウリング渡来予告情報を幕閣に伝えるとともにオランダと通商条約を締結することを勧め、日蘭和親条約の「副章」として「通商」条約を締結しようとしたが、幕府はそれを拒否していた。<sup>(69)</sup>幕府の方針では、水野忠徳・岩瀬忠震の長崎出張は、あくまで貿易調査が目的であり、初めはオランダと「通商」条約を締結する方針ではなかった。ところが、長崎の水野と岩瀬などが、ハリスの出府問題により交渉内容の相違が発生するであろうと判断したことから、プチャーチンの長崎来航という偶発的な問題の発生により、これまでの方針を改め、オランダと初めに条約を締結したのである。したがって、追加条約は幕府が外国と締結した初めての「通商」条約という意味を有するだけではない。和親条約段階では国によって締結方針が異なっていたのを、諸外国に対して同一の内容を持つ「通商」条約を締結する方針にふみきったのである。<sup>(70)</sup>幕府

のこれまでの外交方針を一本化した条約として位置づけられよう。幕府は、クルチウスによる草案を拒否し、水野らが草案を作成したように、パウリング来航予告情報以来、常に「幕府主導」ということを念頭に外交方針を決定してきていた。その意味において、日蘭追加条約締結は「幕府主導」による条約締結を目指し、それを実践しえたと評価することが可能であろう。

### むすびにかえて

幕府は、パウリング渡来予告情報を契機として、諸列強との通商開始を意識せざるを得なくなった。しかし、列強の強硬な要求に屈服したうえで許可することを避けるため、国内の経済状況並びに貿易方法について調査研究した後に、通商の可否を決する方針を立てた。そのため、渡来を予告しているパウリング使節への応接を穏便なものとする方針を採り、それによってイギリス主導の通商条約締結を回避しつつ貿易調査に当てる時間を確保しようとしたのである。

また、このような「自主的」通商許可論の背景にあったのは、幕藩制国家としての威信を維持することであった。そこで、諸列強主導による条約締結拒否、幕府主導による条約締結、そのうえで通商を開始するという方針をうみ出したのである。そのため、従来の対外的枠組みを改変せざるを得なくなったが、大小目付が中心になって、寛永以前の史実を持ち出すことにより鎖国祖法観念の否定を図

り、通商政策の正当化を行った。

そして、通商開始へ向けての貿易調査も行われており、オランダ理事官クルチウスを出府させる予定であった。実際には、水野忠徳と岩瀬忠震が長崎へ出張することになったが、岩瀬忠震の長崎出張はクルチウスの出府計画とほぼ並行して計画されており、その計画では長崎だけでなく箱館なども貿易調査の対象に含まれていた。その一方で、列強が締結した通商条約をも翻訳させており、条約に関する知識も得ていたのである。そして、そこから当時の国際間における勢力関係さえ把握していたようである。

幕府側が常にパウリング使節渡来を意識しつつも、そのような調査を行えたのは、渡来を予告したパウリングが、第二次アヘン戦争の勃発により渡来できなかったのが最大の原因であろう。また、当初穏便に出府を図ろうとしていたハリスでさえ、安政四年正月以降軍事的威嚇をほめかき始めていた。しかし、やはり第二次アヘン戦争のため予定通りに軍艦が来航せず、交渉中の問題でさえ幕府に速やかな回答をさせることができない状況であった。このような状況が幕府にとって有利に働いていたことは疑いのない事実であろう。<sup>(71)</sup>

そのような状況で、幕府の通商外交政策は大きく転換していった。ハリスの出府は、旧来の対外的枠組みを放棄し、新たな外交関係の受容を意味した。そして、長崎に出張した水野忠徳・岩瀬忠震などによって偶然オランダとの「通商」条約が締結され、これによって幕府の通商開始へ向けて立てられた方針が一応貫徹されたのである。

これは、幕府が国内外に対する国家的威信を維持することを基本原則とし、そのために、祖法観念を否定してまでも、諸列強に対して幕府主導によって通商を開始する方針を採り、それが成功したことを意味するものであった。

本稿は、日蘭追加条約締結までで一つの区切りとしたが、これまでできてきた幕府の国家的威信を維持することを根幹とした外交政策はそこで切れるものではなく、ハリスとの交渉のすえ締結された日米修好通商条約以降まで延長されるべきであろう。また、水野中徳・岩瀬忠震がオランダとの「通商」条約締結に踏み切ったというのは、既述したように状況の変化ということが第一の要因であろう。だが、そうだとすると貿易調査を行った結果を踏まえてのものであるといえる。したがって、ハリスによって日蘭追加条約に準拠して通商条約を締結するという幕府側の方針は拒絶されるが、それはこれまでの幕府の政策全てが否定されたことを意味するものではない。日蘭追加条約締結までに行われていた貿易調査によって、貿易形態はともかくとして、諸列強との貿易に関して独自の見通しを持っていたはずである。貿易によって生じるべき利害関係をあらかじめ理解していたうえで、ハリスとの交渉に臨んだと思われる。諸列強と通商を開始するという大綱は決定していたのであり、ハリスとの交渉はさらに具体的な規定について行われたと考えられよう。これらの点については、今後の課題としたい。

#### [注]

(1) 『日本開国史』(吉川弘文館、一九七二年)。

(2) この点について、三谷博氏は、日米修好通商条約締結前に締結された日蘭追加条約に注目し、そこに幕府の主体性を見出だすことにより、日米修好通商条約は外圧による譲歩として結ばれたのではなく、幕府が主体的に締結したものであることを主張しておられる(「開国過程の再検討―外圧と主体性―」『近代日本研究の検討と課題』(年報 近代日本研究10)山川出版、一九八八年)。本稿を成すにあたって、三谷論文より教えられることが多かった。

(3) 藤田寛「鎖国祖法観の成立過程」(『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社、一九九二年)二七六頁。本稿は、通商開国をめぐる幕府諸有司の議論を中心に考察を進めていくものであり、同様の視点から鎖国祖法観を定義した藤田氏の定義を本稿においても利用する。なお、上述のような鎖国祖法観念は、「ラックスマンへの申渡し・論書を起点とし、蝦夷地第一次上知をめぐる議論を経てレザノフへの申渡しにより成立した」ものであり、「弘化二年のオランダ国王書簡への返書により、さらに通信・通商の関係がより明確にされた」点を、藤田氏は明らかにされている(二九〇頁)。また、ペリー来航以来の祖法観念の改変について論じたものに、遠山茂樹「幕末外交と祖法観念」(『遠山茂樹著作集』第二巻、岩波書店、一九九二年、「専修史学」第一六号原載)があるが、本稿が考察の対象とした範囲については言及されていない。

- (4) Sir John Bowring, 1792-1872. 当時、イギリス香港総督、貿易監督官、中華全権大使。幕閣がパウリングを知ったのはこのときが初めてではない。嘉永七(一八五四)年にイギリス提督スターリングが長崎に来航したとき、スターリングが長崎奉行に提出した一八五四年二月十八日付「イラストレイテッドロンドンニュース」には、パウリングの小伝が掲載されており、日本に派遣される可能性があることをみてとったクルチウスは、小伝を翻訳している(フォス美弥子訳『幕末出島未公開文書―ドンケル―クルチウス覚え書』(新人物往来社、一九九二年)九三頁)。
- (5) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』(東京大学出版会、復刊一九七二年)十四、一四六号。
- (6) 同右、十四、一四七号。
- (7) 同右、十四、一九三号。
- (8) 同右、十四、一四五号。
- (9) 同右、十四、一六〇号。
- (10) 通常、老中からの下問は、評定所一座以下へ回覧され、それぞれのグループで討議されたのち上申される。しかし、『幕末外国関係文書』には、本稿で利用した二通しか含まれていなかった。
- (11) 前注(5)、十四、一八八号。
- (12) 前注(7)に同じ。
- (13) 前注(5)、十四、二二三号。
- (14) 同右、十四、六八七頁。
- (15) 同右、十四、六八八頁。
- (16) 同右、十四、二二九号。
- (17) 同右、十四、二六〇号。
- (18) 同右、十四、二六四号。
- (19) 同右、十五、四十一―四十二頁。
- 下田に来航したハリスは、イギリスと行動を共にするという政策を採ることはおろか、来航後六カ月間は幕府役人との信頼関係をつくりあげるために、穏便な行動をとろうと苦心していた(拙稿「下田におけるハリスの政策」(横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『十九世紀の世界と横浜』山川出版社、一九九三年、六一頁)。そのようなハリスの本心を見抜けず、井上などの過敏な反応がこのような状況を作り出したといえよう。
- (20) 前注(5)、十五、二七・三〇号。
- (21) 同右、十五、二八号。
- (22) 同右、十五、二九号。
- (23) 渡来が予告されたパウリングは、シャム王と軍艦を背景に交渉を行い、一八五五年四月通商条約を締結した。内容的には、領事裁判権、関税自主権についてイギリスにだけ認められた片務的なものであり、シャムにとって不平等条約であった。パウリングは、クルチウス、ハリスを通じてこの条約を幕閣へ送っており、シャム同様、軍艦を背景にして、日本ともイギリスに有利な通商条約を締結しようとしていたのである。

(24) 同右、十五、五〇号。

この上申書は、「九月」とあるだけで日付を欠くが、本文中に、「長崎奉行も相心得出立仕候ハ、」とある。前述のように、当時在府中であつた長崎奉行荒尾成允に対してイギリス使節への応接方針を変更する旨が伝えられたのが九月十七日であることから、その直後の上申であると思われる。

(25) 岩生成一『日本の歴史 14 鎖国』(中公文庫、一九七四年) 四三二～四三三頁。

(26) 前注(5)、十五、五二号。

「嘆喟評判記」という場合、通常はイギリスで発刊された「イギリスの新聞」と理解すべきであるが、この新聞記事を蘭訳したオランダ領事官クルチウスは「かひたん差出候手覚書和解」で「唐国と英人との戦争に因て、我等<sup>人</sup>は<sup>人</sup>、其国と条約を結ぶに到れり、且日本と近來之条約も、亦其因に據る處なり」と、アヘン戦争の結果締結された米清望厦条約及び、日米和親条約に言及していることから明らかなように、アメリカ人によって書かれた記事であると判断できる。原文はアメリカで発刊され、それがイギリスの新聞に転載されたと考えられる。

(27) 同右、十五、四一号。

(28) ハリスは、来日から六カ月間、領事の権利としていくつかの要求は出したが、強硬にそれらの要求を下田奉行などに受け入れさせようとはしなかった(前注(19)、前掲拙稿、六一頁)。

(29) 前注(5)、十五、九三号。

この文書は、「十月」とのみ記されているだけで日付を欠く。しかし冒頭に、「此度外国貿易之儀御差許ニも可相成ニ付、右御用向取扱候儀、諸役ニ被仰付候段、御英断之程奉戴悦候」とあり、諸有司が貿易取調掛に任命された安政三年十月二十日以降の上申書であると考えられる。

また、上申書で使われている「国体」の語の意味は判然としな  
い。ここでは二カ所引用したが、前者では「国家の状況」、後者では「国家的体面」という意味を含んでいるようである。

(30) 藤田寛『幕藩制国家の政治史的研究』(校倉書房、一九八七年、「外庄と幕政」『歴史評論』四二二号原載) 三六二頁

(31) 前注(30)、藤田前掲書(「嘉永二年の開国論」『日本歴史』四六四号原載) 三九二頁。

(32) 前注(2)、三谷前掲論文、十六頁。

(33) 前注(5)、十五、九一号。

(34) 同右、十五、一八八号。

(35) 同右、十七、九五号。

なお、江戸幕府と異国との往復文書のうち、オランダとは四通(往書一通、復書一通)、イギリスとは三通(往書一通、復書一通)の文書の往復が確認できる(中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之二(日本学術振興会、一九六一年)三八一―三八三頁)。

(36) ロナルド・トビ(『近世日本の国家形成と外交』速水融ほか訳、

創文社、一九九〇年）が指摘しているように、「通信」と「通商」という区分が幕府の対外関係の分類として最初に用いられたのは寛政五年であり（二五頁）、それ以前はそのような区分は存在しなかった（前注（30）、藤田前掲書参照）。

また、寛永以前に通商関係にあったオランダをはじめイギリスの商館長が出府のうえ、国書を奉呈するという外交儀礼については、永積洋子『近世初期の外交』（創文社、一九九〇年）九五頁以下参照。

(37) 前注（5）、十五、四一・四四号。

(38) 同右、十五、六〇号。

(39) 同右、十五、五九・七二号。

(40) 「正睦公外交関係文書」四六号（『千葉県史料 近世篇 堀田正睦外交文書』（千葉県企画部県民課編、千葉県、一九八一年、以下、『堀田正睦外交文書』と記す。）九三頁）。

(41) 同右、四六号（『堀田正睦外交文書』九三頁）。『下総佐倉藩堀田家文書』（雄松堂マイクロフィルム、以下、『堀田家文書』と記す。目録番号、七一七八）には、「内々可談趣」と題される同文の文書が確認できる。

(42) 同右、四六号（『堀田正睦外交文書』八六一八八頁）。尚、『堀田正睦外交文書』中では、この文書が長崎奉行へ伝達された文書とは断定できないが、前注（41）、『堀田家文書』の七一〇五と、同一文書であり、七一〇五の表題に「長崎奉行江可被達趣」とあ

る。さらに、その表題の上に「辰十ノ廿七備中守被下」と貼紙もしてある。

(43) 「十月 甲比丹東上せしむるの議に関する」（前注（41）『堀田家文書』七一―（1））。目録では、「（跡部良弼等連署状）（開湊二付）跡部甲斐守他三名」となっているが、原文書にある表題通りにした。以下、目録の表記にかかわらず、原文書に表題のあるものはそれを記す。

(44) 「しらへ」（前注（41）『堀田家文書』七一―（三））。

本文書は、一枚物の書付である。これには、主内容の部分の下方に直接補足説明が記されている。本稿では、その部分を「脚注」と呼んだ。

(45) 長崎奉行は在勤と在府とが毎年十月に長崎で交代することになっている。「外山幹夫『長崎奉行』（中公新書、一九八八年）二八頁。安政三年十月に川村修就に代って荒尾成允が長崎在勤となり、安政四年正月二十二日、川村修就は長崎奉行罷免及び小普請奉行任免を江戸で申し渡されている。

(46) 前注（5）、十四、二五〇号。

(47) クルチウスをこれまでのオランダ商館長とは違う地位の者と見ていたのは、幕府内部の者だけではなかったようである。安政三年九月三十日付松平慶永宛伊達宗城書簡に、「是迄甲比丹登営大広間板椽四ツばいにて出候處、当節崎在留之者ハ商船甲比丹とハ身柄違ひ、交留巴の役吏にて日本へ在留領事官相勤候に付、明春

る御例格御取扱改被下彼國風に立禮願候由是ハ尤之論らしく承候」  
〔『昨夢紀事』二（東京大学出版会、一九三五年）二二頁、読点は筆者〕とある。

- (48) 九月にシーモアが長崎に来航したとき、長崎奉行川村修就は江戸の勘定奉行へ宛てた書簡の中で、「此度英夷応対、通弁いかに不悖、ひたと差支候程之儀ニ御座候間、蘭人ニ而も加へ候ハ、相并可申候得共、是も前書之地合故、差加申度無之、下田箱館ニ候得は、右等之取計も出来不申、且通詞共江英語修行之儀も兼々申渡有之候處、是迄是姿ニ而は、進方薄く、野菜等之注文書ニ而も、出嶋江翻訳ニ遣し候次第之處、通弁ニも蘭人を呼出し候様ニ而は、弥通詞共心弛ニ而、英学励方薄く相成可申」と、クルチウスを通訳にした場合、イギリス人がクルチウスに悪影響を及ぼしはしないかという点と、クルチウスに頼る結果、通詞が英語の勉強をおろそかにしてしまう点の、二つの悪影響を指摘していた（前注(5)、十五、五五頁）。

(49) 前注(5)、十七、一三七号。

(50) 同右、十五、八九号。

(51) 土岐丹波守「永井玄蕃頭を別段御目付被差遣候儀申上書面評議仕申上候書付」（前注(41)『堀田家文書』七一―一九四）。

(52) 土岐丹波守「長崎江被差遣候御目付之儀ニ付、猶又申上候書付」

（前注(41)『堀田家文書』七一―一五八）。

(53) 「岩瀬伊賀守江可相達趣覚」（前注(41)『堀田家文書』七一―

八六(2)）。

岩瀬忠震が「伊賀守」を称すようになったのは、安政三年十二月十六日以降である（前注(5)、十五、一四一―号）。

また、長崎奉行荒尾成允へも、

「  
御目付

岩瀬伊賀守

右、長崎表江罷越候節、在留和蘭人江対話いたし各国交易筋之規則其外心得ニも可相成儀は、能々承札、委細申聞候様相達候間、得貴意差支無之様可被取斗候事」（「長崎奉行江可達趣覚」前注(41)『堀田家文書』七一―二〇四(1)）と伝達されたようである。

(54) 岩瀬忠震の随員として、以下のように、徒目付平山謙二郎の派遣も決まっていた。

「  
御細工頭格

御徒目付

平山謙二郎

右、長崎・箱館其外、右往返之便路、海岸為見分罷越候節、召連候様可被致候事」（「岩瀬伊賀守江可達趣覚」前注(41)『堀田家文書』七一―二〇六(1)）。

(55) 前注(5)、十五、三〇二号。

(56) 前注(43)、『昨夢紀事』二、五〇―五一頁。

今までに、「御朱印類御取調冊子」の存在は確認されていない。しかし、佐倉厚生園所蔵の『堀田家文書』を調査した際、作成され

た檀谷健蔵・千葉光弥共編「外交文書目録」(明治大学史学科助教教授木村礎編『昭和三十六年 佐倉厚生園蔵 堀田藩々政資料目録』付録、謄写版)には、「神祖、英吉利被下候節之御朱印(写)」(整理番号G/e2)とあり、佐倉厚生園に所蔵されている可能性があることを知った。だが、本稿でも利用している『堀田家文書』には、それに該当する文書は存在しない。そこで、私は、財団法人日産佐倉厚生会の許可を得た上で、実際に土蔵の中に保管されている原文書を確認したが、その中から該当文書を発見することはできなかった。現在は、マイクロフィルム撮影が行われたときに整理されたものと思われるが、マイクロフィルムに収められた順番通りに封筒詰めされ、紐で二十袋ずつ束ねられている。

なお、先の目録より「都築駿河守 町奉行にて書取案京地人口、其の他の取調 二月十六日」(整理番号G/e3・4)も確認できるが、これも発見できなかった。

史料調査に際して、便宜を図って下さった財団法人日産佐倉厚生会及び、目録をお貸し下さった法政大学教授安岡昭男先生には、深く御礼申し上げたい。

また、朱印状は外国側でもこの当時渡航許可証としての効力があると認識されていたようであり、「英吉利江 神祖々交易御許可之御朱印写、銅板に致し持越し候」という事件がペリーとの和親条約締結後発生している。このような事件は二回あり、一回目はアメリカ商船グレタ号で箱館に来航したドイツ人リットルフが

持参して通商を求めており、二回目は、詳細は不明であるが、同じく箱館で発生している。(前注(40)『堀田正睦外交文書』六六頁)。

(57) 前注(5)、十四、二五〇号

(58) イギリス代表パウリングとシャム王との間で一八五五年調印。翌年五月、追加協定をパークスが調印。下田に来航したハリスも、安政三年九月二十八日付で江戸に送付した事はすでに本文で確認した。

(59) 南京条約について、一八四四年調印。米清望厦条約と日米和親条約草案との関係については、加藤祐三『黒船前後の世界』(岩波書店、一九八五年)三五四頁以下参照。

(60) オランダ領事官クルチウスが幕閣に提出した「日蘭通商条約草案」は、かつてオランダ商館長付医師として来日し、この当時国外追放に処せられていたシーボルトによって初め作成されたものである。しかし、シーボルト草案(「オランダ国王への報告書」『外国新聞に見る日本』本編①、毎日コミュニケーションズ、一九八八年、七五〜七六頁)とクルチウスが提出した草案(『通航一覽統轄』第二卷(清文堂出版、一九六八年)三五五〜三五七頁)とを比較すると、若干の異同が確認できる。詳細な検討は別の機会に譲るが、クルチウス提出草案は、ペリー来航を前提として作成されているという特徴をもつほかに、幕府法に違反しないことを明確にするためか、シーボルト草案に含まれていた条項のうち、

諸藩の貿易参加と、来日外国人の生活費の支払いに銅貨を使用する規定が削除されている。

(61) 前注(5)、十四、二九〇号。

(62) 同右、十五、六〇号。

(63) 同右、十六、一七七・一七八号。同右、十七、五〇・五一号。

(64) 同右、十九、一五三号。

(65) 前注(1)、石井前掲書、一八三頁以下参照。

(66) 長崎での貿易調査とハリスの出府問題については、前注(2)、三谷前掲論文、一五〜一六頁参照。

(67) 前注(5)、十六、二〇八号。

(68) 日蘭・日露追加条約締結に対する水野忠徳らの伺書に対する幕閣の指令が届く前に追加条約は締結されてしまうが、「水野筑後守・荒尾石見守・岩瀬伊賀守江相達候書付」に、「和蘭通商仕法替相成、協荷商法之振合を以交易差許魯西亞も同様右准し、仮条約為取替も相済候段、先々手輕ニ事済、一同骨折之事ニ候、右は、先達而相伺候件々差図遅々いたし、何角不都合彼是心配いたし候儀と存候事」〔前注(41)『堀田家文書』七二〇六(二)〕とあるように、幕閣も水野忠徳らの方針を賞賛し、労をねぎらっている。

(69) 横山伊徳「日蘭和親条約副章について」(『東京大学史料編纂所報』第二十二号、一九八七年)。

(70) 詳しい検討は別の機会に譲るが、日米和親条約以下、イギリス・

ロシア・オランダと幕府は条約を締結するが、それら四つの条約は「同様」の内容を持つものではなかった。たとえば、下田に来航したハリスは、日蘭和親条約に規定されている事項をアメリカ人にも均霑することを要求していること〔前注(19)、前掲拙稿、六八頁〕、また、オランダ領事官クルチウスは、「魯西亞国は、日本之条約中第五条ニ、箱館并下田丈ハ、既ニロシア人緩優之発端ニ用相成候間、和蘭亞墨利加貌利太泥亞国民之儀も、右場所ニ於而同様交易申立出来可申す儀ニ候」〔前注(5)、十四、四九六頁〕と、日露和親条約(日露通好条約)に規定されている「貿易」方法を各国に適用することを希望していた。この事実より、日米和親条約以下の諸条約は、「同様」の内容を持つ条約ではなかったと考えられよう。幕府は、和親条約段階では各国ごとに異なった対応しており、その対応の差異が諸条約の内容の差異に反映されたとと思われる。

(71) 前注(19)、前掲拙稿、参照。

#### 〔付記〕

本稿は、一九九二年一月に青山学院大学大学院へ提出した修士論文の一部を大幅に修正加筆したものである。なお、本稿作成にあたり、東京大学助教授 三谷博氏より貴重なご意見を戴いた。記して感謝の意を表したい。